

## 規 則

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

### 埼玉県教育委員会規則第二十一号

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校管理規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「週休日」を「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「条例」という。）第四条及び第五条第一項の規定に基づく週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第二項中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「条例」という。）第六条」を「条例第六条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、「週休日」の下に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。